

# 中小企業経営強化税制（所得税及び法人税）

中小企業経営強化法に基づき、認定を受けた経営力向上計画に従って行われた、一定の設備投資について、即時償却または税額控除の適用を受けることができます。

## 1 特例の対象者

青色申告書を提出する中小企業者等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた以下の①～④のいずれかに該当する者

- ①資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、②資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業者、④協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限りません。  
ただし、次の法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。

- ①同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人  
②2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人  
③前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

※ 農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は対象外です。

## 2 対象設備と取得価額等要件

累計	要件	確認者	対象設備	その他要件
A類型	①生産性が旧モデル比平均1%向上する設備 ②一定期間内販売されたモデル（最新モデルである必要はありません。※1）	工業会等	機械装置（160万円以上）  工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具、検査工具に限る。）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	器具備品（30万円以上）	・国内への投資であること ・中古資産、貸付資産でないこと等
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御のいずれかに該当する設備		建物付属設備（60万円以上）	
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。）	

※1 A類型の販売開始時期：機械装置（10年以内）、工具（5年以内）、器具備品（6年以内）  
建物付属設備（14年以内）、ソフトウェア（5年以内）

### 3 特例の内容

#### ①即時償却

#### ②10%の税額控除(資本金3千万円超1億円以下の法人は7%)

→取得価額の10%分の税額控除を受けることができます。

税額控除限度額は、中小企業投資促進税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の20%が上限。上限を上回る場合は翌年度に限り、繰り越すことが可能。

①又は②を選択し、優遇措置が受けられます。

### 4 特例の効果

課税所得金額が800万円の中小事業者が、取得価額1,000万円の機械を購入した事業年度の場合

即時償却

初年度の税負担はゼロ円

選択適用

メリット:投資初年度の負担が大きく軽減され、キャッシュフローの改善に役立ちます。  
また、償却期間が短縮されるため新規投資へのインセンティブ効果が高まります。  
ただし、初年度以後においては減価償却費が減少して利益が多くであるため、償却期間が終了するまでのトータルの所得税額又は法人税額でみると、納税額は変わりません。

税額控除制度では

<中小企業投資促進税制を利用していない場合の例>

法人税額の20%を限度として、取得価額の10%が税額控除されます。

取得価額ベース :  $1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円}$

事業年度法人税額ベース :  $800\text{万円} \times 15\% \times 20\% = 24\text{万円}$  【適用】

メリット:減価償却費及び償却期間は通常どおりですが、所得税額又は法人税額の控除が行えるため、トータルの税額でみると納税額は少なくなります。

上記の減税額は課税所得や取得価格により異なります。

【問い合わせ先】

新事業・食品産業部企画グループ 03-3502-5742